

第5回 武蔵野市NPO活動促進基本計画策定委員会 議事要録

■日 時：平成18年7月25日（火）19：00～21：30

■会 場：商工会館3階 消費生活センター講座室

■出席委員：江上委員長、栗田副委員長、千種委員、中川委員、岩城委員、鈴木委員、大谷委員

■武蔵野市：事務局 笹井市民活動センター所長、小尾課長補佐、惣田主事、佐瀬主事

事務局より、配布資料について説明を行う。

また、委員から、むさしのヒューマン・ネットワークセンターに関することで提案事項があるとのことなので、後ほど説明を求める旨を話し、委員の了承を得る。

1 「武蔵野市NPO活動促進基本計画～中間のまとめ案～」について

(1) 事務局説明

【事務局】7月5日に正副委員長会議を行い、骨子案について議論した。前回の策定委員会での皆さんからの具体的な提案を踏まえ、中身は大きく変動した。

まず、「計画策定の趣旨と位置づけ」。従来の事務局が提案した背景を中心としたが、“新しい公共”のイメージがなかなか湧かないという議論がある。図式化はしたが、もう少し工夫が必要か。「行政がNPO・市民活動を支援する意義」は、副委員長からの前回提案を中心に追加した。なおかつ、本計画で言うところの経緯を併記した方が混乱はないだろうという意見があったので、“NPO・市民活動とは”という定義、解説を入れた。それから、前回「公益性とは何か」という議論があったので、“公益性のあるサービス”についても情報提供をしている。「本計画の位置づけ」は、第四期基本構想・長期計画を基に位置づけられるアクションプランであるということ。長期計画の下の個別計画期間は3～5年間なので、19～23年度を計画期間とすると、ちょうど第四期長期計画の実質的な計画期間とだぶり、もし第二期NPO活動促進基本計画の見直しができるならば、市の第五期基本構想・長期計画が始まる24年度からになる。第五期基本構想・長期計画の策定の時期と合わせ、23年度に見直しをするという位置づけで計画を入れることができる。

第2章は「現状と課題」。今年初めに実施したNPO・市民活動実態調査について、第1回・第2回策定委員会で議論した現状と課題を定義した。「武蔵野市における協働事業の実態と課題」では、昨年7月実施の庁内協働調査の概要と一覧表を載せているが、現在、18年度庁内協働事業調査を実施しており、最終的には最新の集約結果を掲載する。「協働事業

の課題」では行政側の課題、NPO側の課題と2つの視点から載せている。対立関係のような形で列記されているので工夫が必要かと思う。

第3章「NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢」は、従来と大きく違っている。従来は、NPO・市民活動の促進と促進策を並べた後で、協働についてのあり方という形にし、活動促進策の一環として協働推進するという仕組みだったが、武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク交流会（6月28日実施）でも「協働のところは不十分」という指摘があったので、促進策と協働は車輪の両輪という形にし、本市の特徴であるコミュニティ自主三原則やテンミリオンハウス等については「本市のこれまでの取り組み」として整理し、具体例を細かくまとめた。「NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と4つの原則」は、自立促進型の支援を基本姿勢とし、具体的な原則を“自主性の尊重”、“先駆性の尊重”、“多様性の尊重”、“客観性・透明性の確保”と整理した。

車輪のもう1つの柱である「協働の推進に向けた基本姿勢と4つの原則」だが、基本姿勢は、コミュニティ自主3原則のもとに市民協働を進めた歴史をさらにあらゆる分野で推進していくというものである。本計画における“協働”には幅があることを活動領域のイメージ図で視覚的に説明する。また、「協働の推進に向けた4つの原則」を“相互理解”、“目的の共有化”、“役割分担の明確化”、“パートナーシップの確立”と具体的に定義した。

第4章以降はバイキングメニューの提案という形とした。「NPO・市民活動への参加促進」は組織の方向性と具体的な支援策。「NPO・市民活動団体組織の活性化」については、従来は「NPO・市民活動の人材育成」と定義してきたが、“育成”というのは好ましくないと委員から指摘されているので、“活動の活性化”として直接的に提案する。前回、「市民活動支援サイト、インターネットサイトは活動拠点のところに付加したらどうか」という意見があったが、組織の活性化という項目にし、IT活用による活動支援という形で位置づけた。

「活動助成制度の充実」。補助金総額の方向性をどうするか。1件当たりの補助金額を増額するのか、上限額はそのままに補助対象団体数を増やすのか。補助対象をどこまで含めるかということもあわせ、武蔵野市のさまざまな補助金制度の統合・見直しという観点からの総合的な取り組みが必要だという前回の議論を受け、基金設立のポイントとして整理した。「活動拠点の整備」は、NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の設立。流れからいくと“整備”という方がいいのかと思う。「協働の推進」は、委託事業等について、協働の名の下でのコスト面重視の安易な下請けや特定のNPO・市民活動団体に偏った契約にならないよう重視し、委託における客観性・透明性の確保等をはかる。それから前回議論があった「行政とNPOだけの協働ではない」ということ。NPO・市民活動団体とコ

コミュニティ協議会との協働、大学とNPO、企業とNPOとの協働も視野に入れて、行政がそれらのコーディネート機能を果たしていくことも検討する。また、NPOからの事業提案助成制度の検討も協働の大きな柱として提案する。

今後の課題として、市民協働のコラボレーションルール、ガイドラインとした方がいいのか、そういったものを協働のルールとして推進の原則にしたらどうか。

最初の骨子案では「推進体制」という表記にしたところを、第5章でまとめて「NPO市民活動の推進に向けて」とした。正副委員長会議で、委員長から「市職員側の意識改革も必要だがそれだけでは物足りない、市の各種事業や実施の仕組み全体の趣旨を見直すことも必要」という意見があり、推進体制に関わることを一番に置いている。

また、「中間支援組織の育成」ということで、市が直接的な支援を行うのではなく、NPO支援を主張する、あるいは協働をコーディネートする中間支援組織を、“育成”という言葉を使うとお叱りをいただくかもしれないが、中間支援組織の育成を市が行って、間接的にきめ細かなNPOのサポートをするという取り組みである。それから、市民協働のコラボレーションルールの策定を実務的な面から検討していく必要があるということ。できれば第5章の後に推進に向けての体系図、検討したメニューが入ると考えている。

「資料編」は、協働事業の具体例が本文中に載せられなかったので、17年度調査の具体例を載せているが、行政の調査が完了した段階で、最終版のものと差しかえたい。

(2) 第1章について

【委員】公益性の提案や除外規定みたいものは、書くならもっと正確に書いた方がいい。特定非営利活動促進法の規定にあわせて、営利を目的とするものは外す、宗教の勢力云々、政治上の主義を主張するものは外す。政治的な活動も公益性がないとは断言できないし、どういう主義であっても公益性がないとは言えない。もう少し厳密に。

【事務局】脚注として、特定非営利活動促進法ではこういうものが載せられているといったほうが良い。趣旨は了解した。

【委員】本計画で言うNPO・市民活動の説明が、これではイメージできない。“NPOと市民活動とは”という定義は、わかりやすく丁寧な説明が基本だ。

【委員長】NPOとはこういうものという説明をここにやたらと書いたらまとまりが悪い。新しい公共のイメージ図は、“新しい公共”が、市の仕事が新しく増えるようなイメージでとらえられると大きな誤解になってしまう。誤解はないようにしていただければ。

【委員】逆に言うと、アミかけ（NPO・市民活動が主体となって提供する公共サービス）部分が昔は無かったわけではない。私人が勝手にやっているとして公共と認めなかった。

【委員長】自分は、もともとあったものが復活したのだと思う。新しい公共になるべき領域、新しいニーズが登場してきているという側面もあるかもしれない。それは、従来の住民活動のニーズでもあるし、これまでの行政サービスのニーズでもある。両方が一緒になってやらないと、うまくやれないという領域が新しく登場するという必要と、それを満たすべき新しい公共サービス。

【委員】形がイメージできたほうが訴えやすい。言葉では言いづらいだろう。

(3) 第2章について

【委員】「協働の推進に関する課題」で、“市民参加の口実となっている”というのは、市民参加をやっています、という行政側のアリバイに使われるということだ。

【事務局】行政側から見た形で、庁内ワーキングチームの本音をそのまま載せている。これはヒアリングの中で、NPOから見た課題を中心に、今まで行政と協働をしたところは具体的にどういう課題があったかを話してもらってチョイスした方がいい。あるいは皆さんのほうでこれは良くて、これはだめというのがあれば。

【委員】もっと情報公開をして、NPO側から得点をつける。なぜあの団体がいつも一緒にやっているのかと、現場を見ているといろいろな声が聞こえてくる。

【事務局】市長からも、「特定のNPOとばかり契約している」という批判が巷にはあるのでは、という指摘があった。策定委員会の中でも意見は出されているので、市長も皆さんと懇談会を持ちたいとのことだ。後ほどご検討いただければ。

(4) 第3章について

【委員】「NPO・市民活動促進に向けた4つの原則」は、行政側の原則として見たほうがいい。NPO・市民活動の“先駆性の尊重”の説明が、「NPO・市民活動団体の柔軟性や先駆性などの特性を生かした事業ができるようにします」というのは言い過ぎ。NPO・市民活動団体が、行政側が対応できない課題に取り組んでいた場合に、それを邪魔しないとか見守るとか、先駆性の尊重とはそういうこと。もう一点、これは行政施策の原則というのなら、組織横断的な連絡調整というのをここに入れておかないと。原則と言ったらまずい。それから「協働の推進に向けた4つの原則」だが、協働といった場合には、行政側と相手方、当事者であるNPO・市民活動団体と相談してガイドラインやルール、具体的な原則を作っていくものではないか。

【事務局】今後、行政が協働を推進していく上で大切にすべきことという感じか。このような原則に基づき、イメージ図のような説明が必要かもしれない。さまざまな協働があり、

それを推進するために市としてとるべき、守るべき原則は図のとおりと。

【委員】もう一方の相手となる我々としては、そういう説明がないと、これでいく、というのを勝手に言われている感じがしないでもない。

【委員】頭のところに何行かの説明というか、4つの原則の趣旨みたいなことを入れたということであれば解決する。

【事務局】協働の原則をここで書いているのではない。協働を推進しようとするときに、武蔵野市が行政として寄って立つプリンシプル（原則）はこれだということ。役所がやるのはここまで、何々はここまで、対等という言葉に向けたパートナーシップというのを考えているが、お互いに長所も短所もある、対話しながらやるということで、一つ一つの協働についての原則などは（第5章で）コラボレーションルール（仮称）になっているが、そういうことで具体化すべきではないかという点になっている。

【委員】この先の話になるが、この計画ができれば、今度は協働推進協議会という組織をきちんと作って、そこでガイドラインを作るべき。だが、ガイドラインを作る協議会を運営する基本的な精神はこの原則だということだと思う。

【事務局】ただ、協働については、この委員会で煮詰まった議論をしていない。メニューの議論はやってきたが、協働のあり方そのものをどう打ち出すかということも含めて議論されていないので、皆さんのご意見をいただいてからまとめたい。

【委員長】協働の行き着く先の姿みたいなものが多少なりとも見えていないと、それに向けてNPO・市民活動が育っていくルートが見えにくい。ただ、この計画は協働推進計画ではないので、その協働の扱いをどこまでにするかというのは難しい。最小限の理念の提示というのが今回の計画という感じか。

【委員】“促進”という部分をどういう形で基本計画として出すか。ただ、NPO自体がそこまで理解されているレベル、NPOをやっている人たちもそのレベルまで達しているのか。確かに、お互いに意見を出し合いながら、より良いものを考えるというのも1つだが、そのレベルに達し得るのか。

【委員】協働の推進というところで言うと、話し合いの原則と公開の原則という2つでいいと思う。パートナーシップとか役割分担というのは、当たり前の話ではないか。

【委員】“促進”と“協働”が並列というのは違和感がある。ここで言う協働は、市民活動を促進するためには行政等とNPOの協働は促進しない、協働より一歩下なのかと思った。並列にしないほうがいい。話し合いながら何とかやっというところになると、協働に関するボリュームがかなり出てしまい、本当は促進計画だが、協働計画的要素が大きくなる。

【委員】『自立促進型の支援』によるサポートをNPO・市民活動の促進へ向けた基本姿勢とします」とあるが、武蔵野市の現実を見ると、自ら市民活動団体やNPOを作って活動するという数がとても少ない。ある程度動き始めたものが自立するための支援ではなく、その形に持っていく支援も武蔵野市には必要だと強く感じる。

【委員】市民の自主活動だから、行政が育て、指導するというのはカチンとくる。行政におんぶにだっこでやるのではなく。

【事務局】“自立促進型支援”というのは、内閣府の国民生活支援審議会のNPO法人制度検討委員会でも話されている。環境整備の方向性として、行政に依存するのではない自立に向けたNPO支援施策のあり方が必要、行政からの支援をもっぱら期待するのではなく、広く市民からの支援を募る。市民や企業が自ら評価しやすいように、特定非営利活動法人にわかりやすい情報公開を促していく仕組みづくり。過度に行政がやるのはNPOの自立を損なう。特定非営利活動促進法では、市民による自発的、自立的な活動を促進する観点から、法人の業務運営に対する行政の関与を最小限に抑制するとの考えがとられている。そのため、NPO活動の環境整備にあたっては市民による自発的な取り組みを尊重すべきで、行政が必要以上に関与したり、行政の考え方を一方的に押し付けることは、自由な市民活動のための基盤を損なうことになり適当でない。

【委員】ある程度でき上がったグループや団体に対してはそれでいいが。

【委員長】それはまだ活動が生まれてこないから。やる気になって立ち上がった人を多少支える、それがせいぜい行政のやるべきことであって、寝ている子を起こす必要は全くない。それはNPOとか市民活動という考え方に反する。そこまで行政に支援してほしいというのなら、NPO活動なんてやらなくていい。提灯団体がいっぱいできておしまいになってしまい、市民活動の文化が、武蔵野市では育たないという結果になる。

【事務局】NPO法を読むと分かるが、趣旨は“行政の関与は最小限”というスタンス。NPO活動というのは市民自治のひとつだと思う。この基本計画は、市民の自主的な活動に行政が根回しをして、作りなさい、作りなさいとやっていいのかという問題提起。行政の考え方を一方的に押しついたり、必要以上に関与したりすることを避けるという精神。行政が育てるとか生み出すとか“育成”という言葉を使ってはいけないと副委員長が何度も発言されたのはそうだと思う。

【委員長】市民活動・NPO活動の一部として、そういう掘り起こし作業、意識改革みたいなものはどんどんやっていただいた方がいい。

【事務局】確かに今の武蔵野のNPOの現状ではまだまだという感じがする。けれども、委員長・副委員長は、「武蔵野の市民をもう少し信頼して、行政は後方に引け」ということ

を言っているのだろう。卵からヒナがかえるときは……行政は今まで、温め型、抱擁型の支援策をしていた。でも、ヒナがかえるときは、中から殻を破って出てくる。

【委員長】温めるだけではなく、今までは殻を割ってあげて、さあ出ていらっしやいというところまでやっていた。武蔵野市がそうとは言わないが、一般的にはそうだった。でも殻を割るような力をどうつけてあげるかというところまでが、せいぜい行政がやる場所。

【委員】殻から出てこないヒナは育たないということだ。

【委員長】協働の扱いだが、今、このたたき台では、3章の3に1つ節を設けて、将来の市民協働を目指し、こんな原則でやっていくということが書いてある。だが、その扱いが少し大き過ぎるというか、市民活動促進と協働というのは関連があるということぐらいを示せばいいのではないかというのが今の議論の流れ。具体的に言うと、2にさらに(3)を設けて、「協働の推進」と扱う。これまでの協働の姿が具体的に書かれているのに、これから先の協働がどういうふうに具体的にイメージされるかということがないから、少し違和感があるのか。何でNPO・市民活動を促進していくのかというと、そこには新しい協働の担い手をうたって、さらに市民協働を実現していくというプロセスが想定されているわけだから、協働に全然触れないのはおかしいと思うが、協働が目標だということを掲げるか、それとももう少し控え目にするのかという辺りが議論の的ということになるか。

【事務局】“促進”と“協働”が並列なのは違和感がある、という意見は、正副委員長会議の中でも議論になった。今の案になるまでは、市民にNPOへ参加してもらいましょう、活性化をしましょう、助成制度も新たに確立しましょう、場所も作りましょう、協働も推進しましょうというワン・オブ・ゼム、幾つかの大きなメニューの1つとして骨子案にあった。だが本市は、コミュニティにしてもむさしのヒューマン・ネットワークセンターにしてもテンミリオンハウスにしても、協働の実績がある。ワン・オブ・ゼムのワンではなく、活性化と協働は車輪の両輪のような形で、協働を進めることで活性化もする、市民の自立的な活動が豊富化されていくと協働も広がるのではないか、その車輪の両輪のように位置づけたらどうか、というのが正副委員長会議でのまとめとなった。だから、もし違和感があるなら、車輪の両輪論をどこかで説明しなければいけないかもしれない。協働というなら、活性化する大きな柱は協働を推進することであり、協働を推進することにより、NPOがノウハウを蓄積し力をつけ、本当の自立へ向けた活動の活性化につながっていくというような、2つを結びつけるもう1つの何かが必要になるかもしれない。

【委員】実態と課題というのを出しているから、今後の協働はこんな課題だというのを入れて、つなげることが必要になるだろう。それから、協働の推進の原則と協働のプリンスパルは違う。協働の推進と云ったら、推進策はネットワークだろう。それでお互いに相乗

効果があるようなやり方ができないかというのが本当だと思う。

【委員長】両輪論のほうが分かりやすいと思うが、これだけだとよくわからない書き方になっているので少し直すということと、推進に向けた原則と協働の原則は明らかに違うことなので、整理するというを課題にしていいか。

【委員】だからネットワークが必要だ、という方向づけに。武蔵野の中に核になるような中間支援組織、全体の協議会みたいな協働の場がないから、個々ばらばらでチェックも甘いというような報告が出てくるのだろう。いずれ推進協議会みたいなものを作らなければいけないと思う。

【委員長】ちょっと難しそうなのは、本市におけるこれまでの取り組みに対する一定の評価が必要だということ。こういう協働というのは無かったかもしれないが、今から見れば、協働みたいなことをやってきた、この先の協働は……みたいな話にしていくとすると、本市の取り組みを一定程度評価しないと前に進めない。

【委員】長いスパンでやるか、とりあえず課題で出てきているものの打開という形でいえば。そういう面から考えるとやはり総合化、ネットワークということではないか。協働の場合には、もっと幅広い審議会、協議会とか全市的な受け皿で相応のチェックも含めて効果があるか。NPOのネットワークみたいなものと、他のボランティア団体、行政もそこに入って作ってしまう。市の中で行われる協働についての見直し、進め方、評価とか、必要があればガイドラインやルールも作る。

【事務局】中間支援組織等が直接的なNPO支援をやっていく、その中間支援組織について行政がサポート支援をするという、間接支援型のサポート体制や環境整備。直接、協働推進委員会とか協働推進組織というものにしていった方がいいのか、それとも中間支援組織の中で独立した所で継続してもらった方がいいのか、悩ましいところだ。

(5) 第4章について

【委員】(むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会の提案について説明) 2章に具体的支援策として行政やボランティアセンター武蔵野の事業が載っているが、ここに載せるような事業をむさしのヒューマン・ネットワークセンターもやってきたので、(既存事業の★印をつけて載せるよう) 提案をした。

【事務局】基本計画の「具体的な支援策」の中の何かと一緒に包括的に書いた方がいいか。

【委員】まとめる方向でいいのではないかと思う。

【委員長】取捨選択は事務局にお任せする。ここは具体的な部分なので、少し(時間をかけて)やりたい。メニューとして十分か、料理の並べ方として十分かどうか。私は、計画

段階ではいろいろなことを盛り込んだ方がいいと思う。先々どうなるか分からないし、第二次の計画が書かれることもあり得るので、とりあえずいろいろなものを盛っていい。

【事務局】「NPO・市民活動団体組織の活性化」の中での活動拠点の設置というの意味がわからないという指摘が我々の内部であった。活動拠点を設置することによりNPO活動が活性化するというので、NPOが活動拠点を設置するのか、行政が何の前提もなく活動拠点を設置することによりNPO活動に関する云々というのはまずいのではないかという。ここは後ろと重なるので、削除した方がいいという感じもする。

【委員】中間支援組織の育成と、活動拠点確保みたいな形ではだめか。

【事務局】中間支援組織と活動拠点整備は質が違うと思われる。

【委員長】視点のところで活動拠点が紛れ込んでいるとまずい。次に出てくるので、ここはとっていい。2のタイトル「NPO・市民活動団体組織の活性化」だが、「NPO・市民活動の活性化」ではいけないだろうか。組織、活動を活性化する。「中間支援組織の育成」は“育成”と出てくる。

【委員】“育成の支援”とか、“発達における形成”。形成をサポートする。

【委員】私は、ここだけは育ててほしいと思う。これは丁寧に育ててほしい。

【事務局】ネットワークだったら形成でもいい、“NPO・市民活動団体の横断的なネットワークの形成”とか。入れるならここか。ネットワークという言葉は確かに入っていない。

【委員長】ネットワークという言葉はどう使うか、あるいは育成という言葉はどうするかを含めて考えてもらいたい。他にはどうか。

【事務局】「活動助成制度の充実」で、前回皆さんから“市民からの寄付と同額を市も入れる”という意見があった。佐世保も同じようなことを考えていて、2006年度にNPO・ボランティア団体の活性化と自立を促すため「市民公益活動団体自立化支援補助金」制度を設立した。今年度の補助額は300万円。篤志家からの寄付金4000万円を原資として設置した基金で、同基金は市民から寄付のあった同額、ただし年間上限200万円を市側の基金に繰り入れる“マッチングギフト方式”により運営する。公費と市民からの寄付とを基金に入れるというのは、こんなイメージかと。だから、それこそ委員長の話だが、寄付が集まらなかったら、武蔵野の市民ってそんなもんだらうと思うしかない。10万円しか寄付がなかったら市も10万円、同額ずつ払うということはそういうことだから。

【委員】補助金については、本来、きちんとしたスタンスで活動しているところに交付すべきもの。活発で公益性の高い団体に補助金が出る、補助金がつけば団体として認知され、さらに質が高い活動へ結びつくようになればいいと思う。

【委員】「活動拠点の整備」は、立地条件はこれでいいのではないか。これはできるのか。

【事務局】 前回のまとめの中では、8つの機能すべてそろえたものが望ましいが、暫定的にでもいいから早急に整備してほしいと。それは具体的な支援策のところにも書いた。

【委員】 中間支援センターには、登録されている団体の状況を常に把握している機能と、事業の評価機能もあるべき。

【委員】 助成などに関することについては必要だが、そうでない部分は、NPO・市民活動団体自身の責任。把握は必要だが、センターがチェック機能をどこまで発揮するのか。

【事務局】 認可している東京都が、年に1回定期的に報告しなければいけないとか、責任を持ってやっている。その情報を「情報収集・提供・発信機能」の中で収集し、検索できるような仕組みが必要だと思う。知りたい情報を見るという仕組みは、やる必要がある。

【事務局】 どこにでもあるファイリングシステムを導入すればいい。団体ごとのファイルがあり、多種多様なNPO等の活動情報やサービス情報、メンバー募集情報も載せていく。

【委員】 このサポートセンター（仮称）は非常にビジネスティックな機能しかないイメージ。市民が気軽に立ち寄り、そこに情報や展示があったり、対応してくれるコーディネーターがいることで、市民の興味や気づき、意欲や知識につなげる。そういう機能が必要だ。

【事務局】 「個人や市民活動、相互の交流が自然にできるような空間や情報交換の場が必要となります。そのため、サロンなどの運営や各種情報の提供や入手のし易さなどの工夫が必要になります」と書いた。サロンみたいな広い空間があり、皆さんに見ていただいた藤沢や横須賀のような空間があればいいが、ではどこに想定された場所があるか。

【委員長】 物理的な意味ではなく、社会的な意味でのオープンスペースみたいなものが非常に重要。もう少し表現を工夫できないか。サロンという言葉が入っているのが救いだが、意味がこれで通じるか。もし可能なら工夫していただけると。他には。

【委員】 前回言っていた、IT、サーバー機能が表現できるといい。情報発信というのはあるが、情報を蓄積する機能も必要だし、逆にそれはスペースがなくても可能だと思う。

【事務局】 （「NPO・市民活動団体組織の活性化」の）「IT活用による活動支援」というところで、空間としての場所とITによる支援は分けたほうがいいと思ったが。

【委員長】 情報の収集・提供・発信だけではなく、情報の蓄積と編集というのが結構大事なことだ。サーバー機能とは蓄積という意味があると思う。それを検索閲覧できるようにするというのはある種の編集だ。その辺、手を加えていただいて。

（6）第5章について

【委員】 ここにネットワーク構築というのは入れられないか。ボランティアセンター武蔵野、ヒューマン・ネットワークセンターなど既存のものと、今計画しているサポートセン

ター（仮称）等が具体的な協働推進を図る機関として、協働推進ネットワークを構築する。または協働推進ネットワークの構築をサポートする。これは民間レベルの協働推進ネットワークという意味。行政は入らないで民間で自前のものを作ったらどうか。

【事務局】協働推進ネットワークと今まで出てきた中間支援組織とは違うのか。

【委員】中間支援組織は、今はこのサポートセンター（仮称）みたいなところを考えている。これと、ボランティアセンター武蔵野とか協働部分に関わっているところとつながって、もう少し大きな協働推進ネットワークを作ったらどうか。

【事務局】具体的な文章で事務局にご提案いただけないか。もうヒアリングまで間がないので、ここの文章はこうしたほうが良いと赤を入れるような形で。

【委員長】今日の議論をもとに赤を入れた、皆さんから寄せられた具体的な提案を、事務局に任せるのでまとめてもらい、それでヒアリングでいいと思う。これで最後というわけじゃないので、ヒアリングしてから直せる。

2 NPOヒアリングの実施について

【事務局】市報8月15日号と、市ホームページで市民に周知する。武蔵野市NPO・市民活動団体69団体には8月上旬にダイレクトメールでお知らせする。8月20日までにハガキ、ファックス、メールで市民活動センターに申し込む。メンバーは4つのグループに分け、①協働事業の課題②基本姿勢と原則③活動助成制度④活動拠点の整備をヒアリングする。グループにそれぞれ座長、副座長、発表者を入れる。発表者は参加者でもいいが、実際にヒアリングのポイントの説明しつつ話を聞くので、座長・副座長は策定委員が分担して入る。あとは時系列に、委員長あいさつと、中間まとめ（案）自体を参加するNPOの方々が初めて目を通すので、事前に副委員長からポイントで説明してからヒアリングに入る。ヒアリングは、80分間（20分×4テーマ）。話しながら模造紙に書いていき、ワークショップ形式でまとめる。終わったら10分間で発表者が発表しやすいようにまとめ、20分間（5分×4グループ）で発表し、質疑応答、最後に委員長の講評という形を案として考えた。この進行についても提案があれば、先程の内容と一緒に通知してほしい。

【委員】模造紙に書くと時間がかかる。ポストイットを用意して、しゃべりながら書いて貼ればいい。まとめればいいだけの形にした方が時間の節約になる。

【委員長】模造紙に書き込む欄みたいなものがあって、そこへ貼る方がいい。

- ・第4回議事録の確認。内容の了承を得た。
- ・次回の策定委員会及び市長懇談会の日程調整。また、ヒアリング終了後、第6回策定委

員会の前に、市長との懇談会を行うこととした。日程調整の結果、以下のように決定した。

市長懇談会＝9月1日（金）午前

第6回策定委員会＝9月13日（水）6時30分

なお、中間のまとめ（案）に修正を提案する場合は、8月1日までに事務局へ送付することを確認した。